

令和7年3月14日
佐倉市教育委員会

いじめ重大事態に関する調査報告

本調査報告は、令和6年10月23日に当該学校長から提出のあった報告書等を基に、佐倉市教育委員会事務局が公表のために作成したものである。

1 種別

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び2号

2 発生場所

市内小学校

3 事案の概要について

令和5年10月に対象児童（以後、Aという）の通学帽に「しね」「ばか」との落書きがあることが確認された。同日、Aのネームプレートが男子トイレの便器に入れられていることが確認された。また、同月にAの自由帳に落書きがあることやAの手提げ袋の中が紫色の絵の具で汚されていることが続けて確認された。都度、学級や学年で指導を行っていたにもかかわらず、継続的にこれらの事案が発生し、A保護者から、いじめ重大事態としての対応の相談を受け、学校は、「いじめに関わる情報があった時の緊急会議」でいじめ重大事態として扱うかを協議し、いじめ重大事態1号事案として扱うこととした。本事案対応においては学校とA保護者の間で調査方法等の確認、調査後の報告を複数回行ってきた。調査や聞き取り等については、A保護者の要望を聞きながら、学校と教育委員会が連携し、学校が主体となり対応した。

一連の事案発生後、Aはその影響から欠席が増え、令和6年3月途中から全く登校できない状況となった。現時点において、加害者が特定されていないこともA及びA保護者には大きな不安要素となっている。本事案がAに与えた心理的苦痛は計り知れず、長期欠席といじめの因果関係も明らかであることから、本件はいじめ重大事態2号事案にもあてはまると判断した。

なお、当然のことながらA保護者は加害者の特定を望んでいる。学校は現在も調査を進めており、今後も事実を明確にするための対応を継続していく。Aは現在でも、本事案や学校のことを考えると体調を崩すといった状況が頻繁にあることが報告されている。

本事案発生前にも、Aに対する悪口等のいじめ行為が確認されており、本事案発生後もAの外履きの片方がなくなるという事案が発生している。

4 いじめの定義等

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本事案は、上記のいじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめ行為を調査、認定したものである。

5 いじめ行為の認定について

Aの通学帽への「しね」「ばか」という落書き、Aのネームプレートが男子トイレの便器に入れられたこと、Aの自由帳への落書き、Aの手提げ袋の中が紫色の絵の具で汚されたこと、これらの行為をいじめと認定した。

6 学校等の対応について

本事案発生後、すぐに担任がいじめの事実の周知と学級指導を行うとともに、学年内で、Aの名前は伏せていじめの概要事実を周知し、学年全体に対して指導を行った。その後、当該学年の児童を対象として「いじめに関するアンケート調査」を実施し、アンケート調査結果をもとに聞き取り調査を実施した。また、後日、同アンケート調査については、他学年の児童にも実施した。

当該学級においてAやAの荷物等に対する見守りに加えて、Aの下校ルートに対する見守りを行った。校長は職員を対象に、人権に関わる言葉遣いについて、全校で指導していくことを指示し、全校集会において、校長から全校児童に対して人権を否定するような言葉遣いを無くしていくように指導した。また、学校は全保護者を対象に、「いじめ根絶をめざした取組について」の文書を配付及びメール配信を行うと同時に千葉県教育委員会で作成している保護者向けいじめ防止リーフレットを配布した。

学校は、いじめに対する児童の認識を高めるため、外部講師を招きたいじめ防止教室の実施やいじめゼロ宣言の作成と取組の振り返り、人権週間におけるいじめ防止のための合言葉作成など、特別活動や道徳の時間にいじめ未然防止の取組を推進した。

令和6年3月の学年集会では、教頭、学年主任、担任による全体指導を行った。Aへのいじめが未解決であり、加害児童の特定ができていないことを確認するとともに、児童が自らの加害行為を認めることの必要性について問いかけた。令和5年度末に学年だよりで、いじめが未解決であること、今後もいじめ解決と再発防止に向けて全校で取り組むことを報告した。

令和6年4月の学年集会にて、校長から期待する姿勢・態度を伝えるとともに、昨年度あったAへのいじめが未解決であり、決してそのままにしていてはいけないことを伝えた。

7 佐倉市いじめ対策調査会（第三者委員会）の協議内容（抜粋）

- ・ 学校の調査の中で本事案発生前にも、Aに対する悪口等のいじめ行為が確認されている。また、A以外にも児童間で悪口や暴言を言われたといった様子が見られる。その指導やA保護者への報告等が十分になされていない様子も見受けられることから、児童にとっての安全・安心な風土の醸成が不十分であったことがうかがえる。
- ・ 学校の初動対応の遅れ、人を傷つける言葉を見逃すような雰囲気为学校にあったのではないか。いじめに対する教師の声かけや意識に問題があったのではないか。
- ・ Aは加害者が特定できない状況を不安に感じている様子がうかがえる。登校したくないという気持ちは察することができる。
- ・ Aを温かく受け入れる風土が学級にできているか。このまま登校できなくなる可能性がある事案である。
- ・ Aにとって登校しづらい雰囲気が学校にできてしまっているように思える。学校の努力も見られるが、今回のことに対して、何がいけなかったか、学校は振り返りをしていただきたい。
- ・ 学校は加害児童を探し続けるという姿勢を持ち続けるとともに、同様の事案を起こさない姿勢も示すべきである。
- ・ 本事案発生後にもAではない児童の所有物がなくなる事案が発生している。このことは、Aにとっては心理的な不安となったと考えられる。さらに、後日、Aの外履きの片方がなくなるという事案も発生している。Aのショックは大変大きなものであったことが推測される。
- ・ A保護者は警察やその他の機関への相談等をしている。また、本事案対応の中で「置いてきぼりにされている感じがしていた」という言葉も出ていた。これは学校の対応に対する不安から出た言葉であると思われる。学校には、Aだけでなく、A保護者への配慮も考えていただきたい。
- ・ A保護者の根底には、怒り、悲しみがあるのではないか。よい形の解消と同時にA保護者を孤独にしないことや加害者特定以外のこともしていくべきではないか。
- ・ 事案の解決と並行してAによりよい教育をするということが学校のすべきことである。それを、A、A保護者、学校が合意形成を図って進めるとよいのではないか。
- ・ 再発防止に向けて、安心安全のためにも道徳や人権教育活動の中身が大切ではないか。

8 本事案についての学校の見解

本いじめが発生した原因として、当該学年学級においていじめに関する教職員の指導が十分でなかったところがあり、児童一人一人にいじめは絶対に行ってはいけない、いじめは決して許されるものではないという意識を十分に育てきれていなかったと考える。

また、教職員のいじめへの対応や認識が不十分であった。さらに、即時にいじめの発生事実を共有できなかった面があり、職員が密に連携した対応を取ることができないうちにいくつかの事案が連続して発生したことや、本事案の事実の究明が十分行えず解決に至っていないことにより、Aに不安な思いをさせ、登校できない状況が生じ、A保護者に大変心配をかけていることを重く受け止めている。

今回の事案に関し学校の対応を振り返ると、日々の児童の観察や職員間での情報共有、管理職へのこまめな報告、A保護者への丁寧な状況報告、Aの気持ちを考えた寄り添いや見守りなどに反省すべき点があると考ええる。年度当初よりいじめに対する対応について繰り返し職員に指導してきたが、職員全体での十分な共通理解には至らず、本校のいじめに対する体制の甘さが露呈したものと考えている。また、事案発生後、すぐに全員へのアンケート調査と聞き取りを複数の職員で行ったが、当該学年の保護者にももっと早い段階で状況を伝え、解決への協力を依頼することもできたのではないかと考える。

Aが登校できるようになった時期に、学校の対応に不信感、不安を感じて再び登校できない状況にさせてしまった。学校としてAに寄り添い、Aの気持ちを適切に把握できていれば更にAを傷つけることを防ぐことにつながったものと考えられ、児童対応に関する教師の意識や資質の向上の重要性を改めて感じている。加えて、過去のいじめ指導において児童双方が納得のいく形での指導が十分できていなかった部分が、今回の件の要因の一つになっているとも考えている。

学校としては、上記のような状況を踏まえ、この案件の事実の把握に継続的に努めるとともに、職員のいじめに関する意識、知見を高めるための研修を実施していく。そして、いじめ防止教室をはじめとし外部の指導力を活用しながら児童の心を育てる教育を推進し、アンケートや面談も生かした継続の見守り体制により、同様の事案の再発防止に努めていく。

また、A及びA保護者と担任との関係を深めることに努め、Aの心が安定し、少しでも学校に対して安心感を持てるよう、A及びA保護者の気持ちに寄り添った対応を継続していく。

9 今後の再発防止について

本事案が発生した原因として、学校が児童に対して行ってきたいじめ防止に関する指導が十分ではなく、いじめを一人一人が絶対に許さないという意識を高める活動が足りていなかったことが考えられる。同種はいじめ事案の再発防止に向けて以下の取組を行う。

- ・ 「いじめを受けた側」の気持ちを第一に考えさせるとともに、「いじめた側」や「いじめの傍観者側」の気持ちについても考えさせるなど、いじめ問題を様々な角度から考える授業に取り組み、いじめ問題への意識を高める。
- ・ 道徳の授業を充実させ、人権に関する題材を取り扱う等しながら、人権意識を育む。
- ・ 全校集会等、全校児童に話をする場面をとらえ、人権を傷つける言葉に対しての指導を計画的に行う。
- ・ 年度当初に、学級ごとに作成した「いじめゼロ宣言」について、各月に振り返りを行う。
- ・ 人権週間の取組を「いじめ問題」に焦点を当て、全クラスでいじめ根絶を目指す標語づくり等に取り組み、年度末まで掲示する。
- ・ 専門機関の「いじめ防止プログラム」の採用を検討し、当該学年で継続的に実施する。
- ・ 学校だより等にいじめ防止への取組を発信し、保護者のいじめ問題への意識を高め、連携して取り組める環境を整える。
- ・ 県の「学校生活アンケート」などとも連携し、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・ 教師の人権意識を高めるための研修を行い、教師の言動がいじめにつながることはないよう、相互に確認し合える組織を作る。
- ・ 職員が児童のそばにいて、児童とのコミュニケーションを大切にし、児童が相談しやすい環境を整えることで児童の安心感を高める。気になる児童に関する情報を全職員で共有し、組織的に見守り、対応していく。
- ・ 改めて、相談窓口、スクールカウンセラー、心の教育相談員の存在を児童・保護者に周知していく。

10 本事案についての教育委員会の見解

本事案のアンケート調査と聞き取りでは、調査の対象とした行為であるAの通学帽子の「しね」「ばか」との落書き、Aのネームプレートが男子トイレの便器に入れられたこと、Aの自由帳への落書き、Aの手提げの中が紫色の絵の具で汚されるという事案に関して、当該行為を行った者を特定することはできなかった。しかし、本事案以前に、Aに対して悪口等と言う等のいじめ行為があったことは認められた。また、それらの行為が行われたときに適切な指導や保護者への情報提供が十分ではなかったことも明らかとなった。

さらに、当該学年を対象としたアンケートには、Aとの関係ではないが、「友達に悪口を言われた」「暴言を吐かれた」等の記載が複数見られ、児童にとっての安全・安心な風土の醸成が喫緊の課題である実態がわかった。

教育委員会では、学校が本調査を遂行するにあたり、都度、調査方法や進捗を確認し、必要に応じて学校に対し、指示、指導、助言を与えてきた。本事案の発生の要因及び対応の改善を要すると考えられる事項は次のものであると考える。

- ・ 本事案に対する学校の初期対応、その後の対応に課題があった点
- ・ いじめ防止につながる児童生徒同士がお互いを思いやるという風土の醸成に課題があった点
- ・ いじめ問題につながるような言葉が児童間に見られる場面があった際の初期対応が不十分であった点
- ・ 校内の情報共有や保護者への伝達、調査進捗において遅滞があった点
- ・ Aが登校できるようになったにもかかわらず、学校の対応においてAが不安を感じて登校できなくなってしまう、A及びA保護者にとってさらなる苦しみを生じさせた点

これらのことを踏まえ、教育委員会としては、主催する研修会等において、「初期対応」「安心・安全な風土の醸成」「正確な実態把握」「迅速な情報共有・方針決定」「子供への指導・支援」「保護者との連携」「事後対応」等に関して、より具体的で実効性のある内容を提示することで、教職員のスキルアップ及び再発防止に資すると考える。さらには、本事案に限らず、子供たちのSOSを適切にキャッチすることは、いじめ問題の重大化を防ぐ重要な要素であることから、SOSの出し方教育や適切ないじめの把握方法に関する研修を充実させ、教職員がその意識とスキルを高められるように努めていく。

また、第三者委員会である佐倉市いじめ対策調査会からの専門的な意見・助言については、教職員にとっても大変重要な指針となるため、校長会議、教頭会議、生徒指導担当者会議等において情報を共有することで、市全体としてのいじめ防止対策の一助とする。

今回の事案がAに与えた心理的苦痛は大変大きく、発生から1年以上経った現在もAは登校できていない。当然ながらAを家庭で見守る保護者にとってもその心身の負担は計り知れず、筆舌に尽くしがたい。教育委員会として、本事案を大変重く受け止めている。こうした事態が二度と起こらない学校環境を構築すべく、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に関する措置が実効的・組織的に行われるよう市内研修をさらに充実させていく。また、他者の人格や人権をおとしめる言動は決して許されるものではないという視点を持ちながら教育活動を展開するという規範が全教職員に浸透し、各学校で安心安全な風土が形成されるよう、各種研修会や会議で働きかけていく。

11 調査主体と組織

(1) 調査主体

本事案発生小学校

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

〈指導助言〉

佐倉市いじめ対策調査会委員

佐倉市教育委員会指導課職員